別紙

市内小中学校におけるインフルエンザ発症から再登校までの流れ

富士宮市教育委員会

（教育部・学校教育課）

R5.１.17

発熱やのどの痛み等の症状が現れる発熱、のどの痛みなどの症状が現れる

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで

☆発症：インフルエンザの症状（発熱など）が出始めた日を０日目とする

☆解熱：平熱（目安として37℃以下）になった日を０日目とする

1. 学校に電話連絡する。（発症日、症状、A型かB型か等を報告）
2. 学校のホームページ等で第15様式の３「出席停止解除にかかわる証明書」をダウンロードする。「出席停止解除にかかわる証明書」の体温記録表に1日２回記録する。

「インフルエンザ罹患証明書」を持って学校へ登校し、提出する。

「出席停止解除にかかる証明書」を持って学校へ登校し、提出する。

1. 学校に電話連絡する。（発症日、症状、A型かB型か等を報告）
2. 医療機関から発行された「インフルエンザ罹患証明書」の体温記録表に1日２回記録する。

「インフルエンザ罹患証明書」が発行されなかった

「インフルエンザ罹患証明書」が発行された

自己検査キットにより、インフルエンザ陽性

医療機関を受診し、

インフルエンザ陽性と判定